

豊岡市地域防災計画

～みんなの力で命と暮らしを守る～



豊岡市防災会議



豊岡市地域防災計画修正経緯

2006年9月 作成

2008年1月一部修正

2009年1月一部修正

2012年1月一部修正

2015年3月全面改定（4月1日発効）

2020年4月 修正

2023年4月 修正

2024年4月 修正

2025年4月 修正

豊岡市地域防災計画（本編）の構成

第1章 総則	第1節 計画の趣旨	総則	1
	第2節 防災ビジョン	総則	3
	第3節 市、関係機関、住民等の役割	総則	7
	第4節 市の概況	総則	22
第2章 災害予防計画	第1節 災害リアリズムの徹底と減災マネジメント	災害予防	1
	第2節 災害応急対策に係る備えの充実	第1款 組織体制の整備	災害予防 3
		第2款 研修、訓練	災害予防 5
		第3款 相互応援体制の確立	災害予防 9
		第4款 災害対策拠点の整備・運用	災害予防 13
		第5款 情報通信機器・設備の整備・運用	災害予防 15
		第6款 防災拠点の整備	災害予防 18
		第7款 火災予防対策の推進	災害予防 22
		第8款 防災資機材の整備	災害予防 26
		第9款 災害救急医療システムの整備	災害予防 27
		第10款 緊急輸送体制の整備	災害予防 28
		第11款 避難所の充実	災害予防 29
		第12款 備蓄体制等の整備	災害予防 35
		第13款 住宅対策の充実	災害予防 40
		第14款 災害時要援護者支援対策の強化	災害予防 43
		第15款 災害廃棄物処理体制の整備	災害予防 47
		第16款 災害ボランティア活動の支援体制の整備	災害予防 50
		第17款 水防対策の充実	災害予防 52
		第18款 土砂災害対策の充実	災害予防 55
		第19款 津波・高潮対策の充実	災害予防 57
		第20款 地区の孤立に備えた対策の推進	災害予防 61
		第21款 業務継続計画の策定	災害予防 63
	第3節 地域防災・減災力の向上	第1款 地域力の充実	災害予防 64
		第2款 防災・減災に関する学習等の充実	災害予防 65
		第3款 自主防災組織の強化	災害予防 70
		第4款 企業等の地域防災活動への参画促進	災害予防 73
		第5款 地区防災計画の策定	災害予防 75
	第4節 減災のための防災基盤の整備	第1款 都市の防災構造の強化	災害予防 78
		第2款 建築物等の耐震性の確保	災害予防 80
		第3款 水害防止施設等の整備	災害予防 83
		第4款 地盤災害の防止施設等の整備	災害予防 85
		第5款 交通関係施設の整備	災害予防 87
		第6款 ライフライン関係施設の整備	災害予防 88
	第5節 災害文化の伝承	災害予防	94
	第6節 その他の災害予防対策	第1款 雪害予防対策の充実	災害予防 95
		第2款 危険物等事故予防対策の充実	災害予防 96
		第3款 大規模事故災害予防対策の充実	災害予防 99
		第4款 原子力等事故災害予防対策の充実	災害予防 108

		第 5 款 海上災害予防対策の充実	災害予防	110
	第 1 節 基本方針		風水害	1
第 3 章 風水害応急対策計画	第 2 節 迅速な災害応急活動体制の確立	第 1 款 組織の設置	風水害	5
		第 2 款 配備、動員	風水害	11
		第 3 款 情報の収集・伝達及び報告	風水害	15
		第 4 款 関係機関等との連携	風水害	36
		第 5 款 災害救助法の適用	風水害	44
	第 3 節 円滑な災害応急活動の展開	第 1 款 水防活動の実施	風水害	47
		第 2 款 救助・救急・医療対策の実施	風水害	54
		第 3 款 交通・輸送対策の実施	風水害	61
		第 4 款 避難対策の実施	風水害	69
		第 5 款 住宅の確保	風水害	87
		第 6 款 食料・飲料水及び物資の供給	風水害	90
		第 7 款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施	風水害	96
		第 8 款 生活救援対策の実施	風水害	103
		第 9 款 災害時要援護者支援対策の実施	風水害	107
		第10款 愛玩動物の収容対策の実施	風水害	112
		第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施	風水害	113
		第12款 廃棄物対策の実施	風水害	121
		第13款 環境対策の実施	風水害	125
		第14款 災害ボランティアの要請・受入れ	風水害	126
		第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施	風水害	128
		第16款 ライフラインの応急対策の実施	風水害	131
		第17款 教育対策の実施	風水害	143
		第18款 警備対策の実施	風水害	147
		第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施	風水害	148
		第20款 農林水産関係対策の実施	風水害	150
		第21款 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施	風水害	152

第4章 地震・津波災害応急対策計画	第1節 基本方針		地震・津波	1
	第2節 迅速な災害応急活動体制の確立	第1款 組織の設置	地震・津波	4
		第2款 配備、動員	地震・津波	11
		第3款 情報の収集・伝達及び報告	地震・津波	15
		第4款 関係機関等との連携	地震・津波	29
		第5款 災害救助法の適用	地震・津波	37
	第3節 円滑な災害応急活動の展開	第1款 消火活動等の実施	地震・津波	40
		第2款 救助・救急・医療対策の実施	地震・津波	43
		第3款 交通・輸送対策の実施	地震・津波	49
		第4款 避難対策の実施	地震・津波	57
		第5款 住宅の確保	地震・津波	70
		第6款 食料・飲料水及び物資の供給	地震・津波	73
		第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施	地震・津波	79
		第8款 生活救援対策の実施	地震・津波	86
		第9款 災害時要援護者支援対策の実施	地震・津波	89
		第10款 愛玩動物の収容対策の実施	地震・津波	94
		第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施	地震・津波	95
		第12款 廃棄物対策の実施	地震・津波	103
		第13款 環境対策の実施	地震・津波	107
		第14款 災害ボランティアの要請・受入れ	地震・津波	108
		第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施	地震・津波	110
		第16款 ライフラインの応急対策の実施	地震・津波	115
		第17款 教育対策の実施	地震・津波	127
		第18款 警備対策の実施	地震・津波	131
		第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施	地震・津波	132
		第20款 農林水産関係対策の実施	地震・津波	134
		第21款 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	地震・津波	136
		第22款 東海地震関連情報発表時の対応	地震・津波	139

第5章 雪害・大規模事故等災害応急対策計画	第1節 基本対策	第 1 款 組織の設置	雪害・大事故	1
		第 2 款 配備、動員	雪害・大事故	7
		第 3 款 情報の収集・伝達及び報告	雪害・大事故	10
		第 4 款 関係機関等との連携	雪害・大事故	23
		第 5 款 災害救助法の適用	雪害・大事故	31
		第 6 款 消火活動の実施	雪害・大事故	34
		第 7 款 救助・救急・医療対策の実施	雪害・大事故	35
		第 8 款 交通・輸送対策の実施	雪害・大事故	41
		第 9 款 避難対策の実施	雪害・大事故	49
		第10款 こころのケア対策の実施	雪害・大事故	55
		第11款 遺体の収容・埋火葬の実施	雪害・大事故	56
		第12款 災害時要援護者支援対策の実施	雪害・大事故	59
		第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施	雪害・大事故	62
		第14款 社会秩序の維持	雪害・大事故	67
	第2節 個別対策	第 1 款 雪害応急対策の実施	雪害・大事故	65
		第 2 款 大規模火災・危険物事故災害 応急対策	第 1 大規模火災応急対策の実施	雪害・大事故 70
			第 2 林野火災応急対策の実施	雪害・大事故 71
			第 3 危険物事故応急対策の実施	雪害・大事故 72
			第 4 高圧ガス事故応急対策の実施	雪害・大事故 73
			第 5 毒物・劇物事故応急対策の実施	雪害・大事故 75
			第 6 突発重大事案応急対策の実施	雪害・大事故 76
		第 3 款 航空機・鉄道・ 道路事故災害 応急対策	第 1 通報、伝達、情報提供	雪害・大事故 77
			第 2 救助・救急活動の実施	雪害・大事故 80
			第 3 消防・避難活動の実施	雪害・大事故 81
			第 4 代替輸送の実施	雪害・大事故 82
			第 5 雑踏事故対策の実施	雪害・大事故 83
			第 6 危険物等の対策の実施	雪害・大事故 84
			第 7 風評被害の影響の軽減	雪害・大事故 85
		第 4 款 原子力事故災 害応急対策	第 1 職員参集と情報の収集	雪害・大事故 87
			第 2 活動体制	雪害・大事故 98
			第 3 住民等への的確な情報伝達	雪害・大事故 89
			第 4 屋内退避及び避難	雪害・大事故 90
			第 5 健康被害防止対策	雪害・大事故 92
			第 6 県外からの避難者の受入れ活動	雪害・大事故 92
		第 5 款 海上事故災害 応急対策	第 1 初動体制	雪害・大事故 93
			第 2 捜索・救助・消火活動の実施	雪害・大事故 95
			第 3 重油等の防除	雪害・大事故 96
			第 4 二次災害の防止措置	雪害・大事故 99
		第 6 款 高病原性鳥インフルエンザ応急対策の実施	雪害・大事故	100
		第 7 款 大規模広域災害に 係る広域避難の実 施	第 1 組織体制	雪害・大事故 101
			第 2 広域一時滞在	雪害・大事故 101

第6章 災害復旧・復興計画	第1款 災害復旧・復興組織の設置	復旧・復興	1
	第2款 生活再建支援	復旧・復興	2
	第3款 災害義援金の募集等	復旧・復興	5
	第4款 災害復旧事業	復旧・復興	6
	第5款 住宅の復旧	復旧・復興	11
	第6款 復興計画の策定	復旧・復興	12

豊岡市地域防災計画の用語

分類	略式名	正式名
1	市	豊岡市
1	本部	豊岡市災害対策本部又は豊岡市災害警戒本部
1	地域本部	豊岡市（城崎、竹野、日高、出石、但東）地域災害対策本部又は豊岡市（城崎、竹野、日高、出石、但東）地域災害警戒本部
1	現地本部	豊岡市現地災害対策本部
1	各部	豊岡市災害対策本部又は豊岡市災害警戒本部を構成する部
1	消防本部	豊岡市消防本部
2	県	兵庫県
2	県民局	兵庫県但馬県民局
2	健康福祉事務所	兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所（豊岡保健所）
2	土木事務所	兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所
2	農林水産振興事務所	兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所
2	土地改良センター	兵庫県但馬県民局豊岡土地改良センター
2	警察本部	兵庫県警察本部
2	警察署	兵庫県豊岡警察署
3	公共職業安定所	厚生労働省兵庫労働局豊岡公共職業安定所
3	近畿農政局	農林水産省近畿農政局
3	豊岡河川国道事務所	国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所
3	气象台	気象庁神戸地方气象台
3	海上保安署	海上保安庁第八管区海上保安部本部舞鶴海上保安部香住海上保安署
4	自衛隊	陸上自衛隊第3師団第3特科隊 海上自衛隊呉地方隊阪神基地隊
5	郵便局	日本郵便株式会社神戸支社 日本郵政株式会社市内各郵便局
5	日赤	日本赤十字社（兵庫県支部豊岡市地区、兵庫県無線奉仕団豊岡支部）
5	NHK	日本放送協会（神戸放送局）
5	J R 西日本	西日本旅客鉄道株式会社（福知山電車区豊岡支所）
5	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社（兵庫支店）
5	N T T ドコモ	株式会社NTTドコモ関西支社
5	N T T コム	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
5	N T T 各社	N T T 西日本、N T T コム、N T T ドコモ （N T T マーケティングアクト兵庫但馬営業所）
5	日本通運	日本通運株式会社（神戸支店）
5	福山通運	福山通運株式会社
5	佐川急便	佐川急便株式会社
5	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
5	西濃運輸	西濃運輸株式会社
5	K D D I	K D D I 株式会社
5	ソフトバンク各社	ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
5	関西電力	関西電力送配電株式会社兵庫支社（豊岡営業所）
6	全但バス	全但バス株式会社（豊岡営業所、城崎営業所）
6	トラック協会	一般社団法人兵庫県トラック協会
6	県 L P ガス協会	一般社団法人兵庫県 L P ガス協会 但馬支部
6	但馬空港ターミナル(株)	但馬空港ターミナル株式会社

分類	略式名	正式名
7	消防団	豊岡市豊岡消防団、豊岡市城崎消防団、豊岡市竹野消防団、豊岡市日高消防団、豊岡市出石消防団、豊岡市但東消防団
7	民生委員・児童委員連合会	豊岡市民生委員・児童委員連合会
7	身体障害者福祉協会	豊岡市身体障害者福祉協会
7	国際交流協会	豊岡市国際交流協会
7	社会福祉協議会	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会
7	病院組合	公立豊岡病院組合
7	医師会	一般社団法人豊岡市医師会
7	歯科医師会	豊岡市歯科医師会
7	看護協会	公益社団法人兵庫県看護協会但馬支部
7	薬剤師会	一般社団法人兵庫県薬剤師会但馬支部
7	獣医師会	一般社団法人兵庫県獣医師会但馬支部
7	農業協同組合	たじま農業協同組合
7	漁業協同組合	但馬漁業協同組合、円山川漁業協同組合
7	森林組合	北但東部森林組合
7	商工会議所、商工会	豊岡商工会議所、豊岡市商工会
7	卸売市場	豊岡総合卸売市場管理組合
7	木材業組合	但馬木材業協同組合
7	旅館組合	兵庫県旅館環境衛生同業組合、城崎温泉旅館協同組合
7	観光協会	豊岡観光協会、豊岡港観光協会、城崎温泉観光協会、たけの観光協会、日高神鍋観光協会、但馬国出石観光協会、但東シルクロード観光協会
7	建設業協会	一般社団法人兵庫県建設業協会豊岡支部、日高建設会、出石町建設業協会、兵庫県電気工事工業組合但馬支部、豊岡市管工事協同組合、但馬緑化協会豊岡支部
7	管工事組合	豊岡市管工事協同組合
7	豊岡エネルギー	豊岡エネルギー株式会社
7	FMたじま	株式会社エフエムたじま
7	北近畿タンゴ鉄道	北近畿タンゴ鉄道株式会社
8	鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS
8	公共交通機関	西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道、全但バス、WILLER TRAINS
8	道路管理者	国土交通大臣（豊岡河川国道事務所）、県知事（豊岡土木事務所）、豊岡市長（都市整備部）
8	河川管理者	国土交通大臣（豊岡河川国道事務所）、県知事（豊岡土木事務所）、豊岡市長（都市整備部）
8	ダム管理者	県知事（豊岡土木事務所）（但東ダム） 関西電力（道場ダム、名色ダム）
8	水防管理者	豊岡市長（都市整備部）
8	消防機関	豊岡市消防本部、豊岡市豊岡消防団、豊岡市城崎消防団、豊岡市竹野消防団、豊岡市日高消防団、豊岡市出石消防団、豊岡市但東消防団
8	消防機関の長	豊岡市消防本部消防長
8	漁港管理者	豊岡市長（コウノトリ共生部）
8	港湾管理者	県知事（豊岡土木事務所）
8	空港管理者	但馬空港ターミナル株式会社

分類	略式名	正式名
8	電気通信事業者	NTT西日本、NTTドコモ、NTTコム、KDDI、ソフトバンク各社
8	ライフライン機関	関西電力、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコム、KDDI、ソフトバンク各社、豊岡エネルギー、一般社団法人兵庫県LPガス協会 但馬支部、市（上下水道部）
8	放送事業者	FMたじま、NHK、株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン（但馬総局）、兵庫エフエム放送株式会社、株式会社オプテージ（K-CAT eoTV）
8	道路運送事業者	日本通運、福山通運、佐川急便、ヤマト運輸、西濃運輸
8	新聞社	神戸新聞社但馬総局、朝日新聞社豊岡支局、毎日新聞社豊岡支局、読売新聞社豊岡支局、産経新聞社豊岡支局、新日本海新聞社豊岡通信部
8	報道機関	放送事業者、新聞社
8	関係機関	県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関
8	豊岡市国際交流協会	一般社団法人豊岡市国際交流協会
8	関係団体	但馬広域行政事務組合、北但行政事務組合、病院組合、豊岡エネルギー、北近畿タンゴ鉄道、FMたじま、新聞社、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、身体障害者福祉協会、但馬障害者通所施設連絡会、豊岡市障害者自立支援協議会、豊岡市特養・施設長連絡協議会、国際交流協会、女性連絡協議会、区、自主防災組織、PTA、建設業協会、電気工事組合、管工事組合、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、獣医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商店街連合会、商業組合、旅館組合、観光協会、全但清掃協同組合、卸センター、卸売市場、プロパンガス組合、木材業組合、学校法人、金融機関、医療機関、社会福祉施設の管理者、危険物施設等の管理者、公衆浴場の管理者

※ 分類は次の通り。

- 1 市、2 県、3 指定地方行政機関、4 自衛隊、5 指定公共機関、6 指定地方公共機関、7 公共的団体・防災上重要な施設の管理者、8 その他

※ 「5 指定公共機関」「6 指定地方公共機関」「7 公共的団体・防災上重要な施設の管理者」の定義は以下のとおり。

- 5 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう（災害対策基本法第2条6号）。
- 6 指定地方公共機関：地方独立行政法人及び港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう（災害対策基本法第2条7号）。
- 7 公共的団体・防災上重要な施設の管理者：指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関以外の機関で、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策の実施の責任を有するものをいう（災害対策基本法第46条2項、第50条第2項）。

※ 北近畿タンゴ鉄道は、平成27(2015)年4月1日より鉄道事業法に定める第三種鉄道事業者となり、列車運行等は行わず、施設等保有会社となった。